

## 飲食店・商店街利用促進費補助金交付要綱

### (目的)

第1 新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響を受けている岩手県内の飲食店や商店街の利用を促進し売上の回復を図るため、補助事業者が、飲食店や商店街の利用を促進する事業を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

### (定義)

第2 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

飲食店 県内で事業を営んでいる宿泊業・飲食サービス業（日本標準産業分類（平成25年10月30日総務省告示第405号）大分類M）のうち、飲食店（同告示の中分類76）又は持ち帰り・配達飲食サービス業（同告示の中分類77）に分類される、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者

### (補助対象者)

第3 補助対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行令（昭和32年政令第279号）別表第一号～第六号に掲げる業種による生活衛生同業組合であること。
- (2) 飲食店で構成され、飲食店の振興を目的とする団体で、次の事項に該当すること。
  - ア 特定の地域の飲食店の振興を図る事業活動を行うことを主たる目的として設立された団体であることが定款等で確認できること
  - イ 定款、約款、規約等により代表者の定めがあること
  - ウ 財務諸表等があり、資金、財産の管理等を適正に行えること
  - エ 構成員・会員が飲食店を営む事業者であること
  - オ 構成員・会員の7割程度以上が中小企業者であること
- (3) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づき設立された商店街振興組合及び中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき設立された事業協同組合等法人格をもった商店街等組織であること。
- (4) 法人化されていない(3)に類する商店街等組織の団体で、次の事項に該当すること。
  - ア 定款、約款、規約等により代表者の定めがあること
  - イ 財務諸表等があり、資金、財産の管理等を適正に行えること
  - ウ 構成員・会員の店舗が集積し、商店街等を形成していること
  - エ 構成員・会員の7割程度以上が中小企業者であること
- (5) 商工会法（昭和35年法律第89号）の規定に基づく商工会及び岩手県商工会連合会並びに商工会議所法（昭和28年法律第143号）の規定に基づく商工会議所
- (6) 飲食店及び(1)から(4)までの構成員・会員の利用を促進する補助事業を実施する者で、県内に本社、支社、営業所又はこれらに類する事業拠点を有し、補助事業を的確に実施できる者

(補助事業、補助対象経費及び補助金の額)

第4 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表第1のとおりとする。

(補助事業に要する経費の配分及び補助事業の内容の軽微な変更)

第5 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、補助対象経費の20パーセント以内の減少とする。

(申請の取下期日)

第6 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して10日以内とする。

(事業遂行状況の報告)

第7 知事は、補助事業の遂行状況を確認する必要があると認めた場合には、補助事業者に報告を求めることができる。この場合、補助事業者は、補助事業の遂行状況を補助事業遂行状況報告書(様式第8号)により知事に提出しなければならない。

(立入検査等)

第8 知事は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を委託により実施する場合において、当該委託の業務を行う者と契約を締結するに当たっては、知事が、予算の執行の適正を期するため、当該委託の業務を行う者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を付さなければならない。

(書類の整備等)

第9 補助事業者は、補助事業に係る補助金の経理を明らかにした書類を整備し、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間これを保存しなければならない。

(前金払)

第10 県は、必要があると認める場合は、補助金の9割以内を前金払することがある。

2 補助事業者は、前項に規定する補助金の前金払を請求しようとするときは、飲食店・商店街利用促進事業費前金払請求書(様式第9号)に前金払請求時点での収支計画書を添えて、知事に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額に係る報告等)

第11 補助事業者は、規則第4条の規定に基づき補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税

額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいい、以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除額が明らかでないものについては、この限りでない。

- 2 補助事業者は、前項のただし書の定めるところにより交付の申請を行った場合において、実績報告を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

（提出書類及び提出期日）

- 第 12 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第 2 のとおりとする。

（その他）

- 第 13 知事は、補助事業者に対し、この要綱に定めるもののほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

- 2 この要綱に定めるもののほか、飲食店・商店街利用促進費補助金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第4関係）

補助事業	補助対象経費	補助金の額
飲食店又は商店街の利用を促進するための事業	専門家謝金、専門家旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、広告宣伝費、雑役務費、会場借料、借料、商品券上乘せ分の負担金、委託費、人件費（事業のために新たに雇用する者に限る。）、その他知事が必要と認める経費	補助対象経費の合計額の2分の1以内の額とし、補助事業全体での上限額を150万円とする。 ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

別表第2（第12関係）

条 項	提出書類及び添付書類	様 式	提出部数	提出期日
規則第4条の規定による書類	飲食店・商店街利用促進費補助金交付申請書	第1号	1部	別に定める日
	1 事業計画書	第2号	1部	
	2 収支予算書	第3号	1部	
	3 補助事業で利用を促進する飲食店又は商店街に係る事業者の名称及び業種が確認できる書類			
	4 直近の決算書の写し			
	5 1件50万円以上(税抜)の事業費に係る内容が確認できる書類（見積書の写し等）			
	6 振込口座の銀行名、店名、普通・当座の別、口座番号、名義人（フリガナ）が分かる部分の通帳の写し			
7 その他知事が必要と認める書類				
規則第6条第1項第1号、第2号及び第3号の規定により承認を受け	飲食店・商店街利用促進事業費補助金変更（中止・廃止）承認申請書	第4号 第5号	1部	当該事業の変更（中止、廃止）を行う日の15日前まで
	1 事業計画書	第2号	1部	
	2 収支予算書	第3号	1部	

る場合の書類				
規則第 13 条 第 1 項の規定による書類	飲食店・商店街利用促進費補助金請求書  1 実績報告書 2 事業実績書 3 収支決算書 4 支払いを証する書類（請求書、口座振替依頼書の写し、領収書） 5 その他知事が必要と認める書類	第 6 号  第 7 号 第 2 号 第 3 号	1 部  1 部 1 部 1 部	補助事業を完了した日（規則第 6 条第 1 項第 3 号に規定する事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日）から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付の決定を受けた年度の 2 月 28 日のいずれか早い日まで